

山口県教育委員会会議録

日時：平成29年11月24日

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>ただいまより平成29年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>なお、石本委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>佐野委員と小崎委員、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号 平成29年度山口県一般会計補正予算第4号についてでございます。資料は2ページからでございますけれども、5ページの議案参考資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>補正予算ということでございますけれども、繰越明許費についてでございます。下の方の「繰越事業の内容」にございますとおり、防府西高の屋根改修工事ほか、2件につきまして、合計1億5,953万5千円の繰越になったところでございます。</p> <p>繰越の理由についてでございますけれども、今年度予定しておりました工事等について地元調整等のため、工事等の着手までに日数を要したため、事業の一部を次年度に繰り越して行うこととなったものでございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第1号について説明がありました</p> <p>が、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認
教 育 長	<p>それでは、議案第1号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号及び第3号は関連がありますので、教育政策課から一括して説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは議案第2号及び議案第3号について一括して説明をさせていただきます。議案第2号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。</p> <p>資料は58ページを御覧いただけますでしょうか。職員給与条例は事務局職員及び図書館等の学校以外の教育機関の職員が対象となりまして、学校職員給与条例は県立学校教職員及び義務教育諸学校の県費負担教職員が対象でございます。今回の改定につきましては、本年10月18日に行われた人事委員会勧告等に基づき、両給与条例の一部等を改正しようとするものです。</p> <p>「2 改正の概要」を御覧いただけますでしょうか。</p> <p>(1) の初任給調整手当は該当となる職員がいませんので、説明は省略させていただきます。</p> <p>(2) の扶養手当についてでございます。</p>

	<p>これは国の法律で、民間企業における配偶者の家族手当の状況や配偶者を扶養親族とする職員の減少傾向、それから子に要する経費の実情、あるいは国の少子化世帯などを勘案した国の関係法の改正等に準拠いたしまして、配偶者に係る手当額を13,000円から6,500円に減額し、子に係る手当額を1人につき、7,100円から10,000円に増額するものでございます。</p> <p>また、扶養に係る生計費の増嵩という手当の趣旨に鑑みまして、行政職給料表8級、9級、あるいはそれ相当の職員については扶養手当の減額または、不支給をするというものでございます。</p> <p>また、配偶者がいない場合の扶養手当に関する特例は廃止となります。</p> <p>これらにつきましては、平成33年度までの間、一番下の表にお示しをしておりますけれども、経過措置によりまして段階的に実施をするということにしております。</p> <p>(3)は通勤手当についてでございます。</p> <p>公共交通機関等利用者および公共交通機関等と自動車等を併用する者につきましては、限度額までを全額、それを超えるものを半額として手当としておりますけれども、長距離通勤者の負担の軽減の観点から、この全額支給の限度額を現行は55,000円でございますけれども、55,000円から70,000円に引き上げるものでございます。</p> <p>また、自動車等利用者に係る手当額について、距離に応じて加算される手当の限度額を現行の48,000円から52,500円に引き上げるものでございます。</p> <p>施行期日については、教育委員会関係分につきましては、平成30年4月1日より施行することとしております。</p> <p>これらの条例の制定につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、ここに報告し、承認を求めるとでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第2号及び第3号について説明がありましたけれども、いずれも給与に関することとございますが、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>議案第2号及び第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認
教 育 長	<p>それでは、議案第2号及び第3号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第4号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明させていただきます。</p> <p>会議議案の60ページをお開きください。</p> <p>これも、知事からの意見聴取に対して、「異存なし」として回答し</p>

	<p>た事案について、報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>資料は、60ページから65ページになりますが、資料65ページにより説明いたします。</p> <p>「1 改正の趣旨」にございますように、国の教員給与の見直しにより、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当の見直しを行うため、当該条例について、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容といたしましては、教員が週休日等に、表の「区分欄」にお示ししております「修学旅行等指導業務」等の各業務に従事した場合の手当額について、国の基準額に準じて増額改定を行うものです。</p> <p>施行期日につきましては、平成30年1月1日としているところでございます。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>教職員課から議案第4号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。修学旅行等指導業務、あるいは対外運動競技等指導業務に係る議案でございます。御意見等ございませんでしょうか。</p>
中 田 委 員	<p>この表を見ますと、一番下の4号関係ということで部活動指導業務の手当額が少ないんですけれども、その理由はどういうことになりますでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>金額は国が決めたものに準拠しておるところです。</p> <p>業務内容について、2号は修学旅行等指導業務ということで業務内容が推測されようかと思えます。3号は対外運動競技等指導業務ということで、実際の大会の場合、宿泊を伴うものですか、宿泊を伴わない8時間程度の大会の引率業務がある場合となります。4号につきましては週休日で、通常の一部活動指導で4時間程度の部活動の指導に対して支給されるものでございますので、このような金額設定となっております。</p>
教 育 長	<p>議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第4号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号について学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>議案第5号の「山口県いじめ防止基本方針の改定について」及び第6号の「第2次山口県学校安全推進計画の策定について」も併せて御審議をお願いできたらと思えます。</p> <p>議案資料66ページを御覧ください。本年3月に国の「いじめ防止基本方針」の改定「第2次学校安全推進計画」の策定を受けまして、改定・策定の母体となる組織からの意見をいただきながら、12月に県の方針・計画の策定を予定しております。</p> <p>先月、教育委員の皆様へ資料をお届けしたところ、早々にお気付き</p>

をいただき誠にありがとうございました。お手元の資料は、そのお気付きと、改定・策定の母体となる組織の意見を反映させたものとなっておりますので、改めて御確認をいただきたいと思っております。

では、それぞれの方針等について、具体的に御説明させていただきます。まず「いじめ防止基本方針」についてです。資料67ページを御覧ください。

「1」と「2」に計画の位置付けと改定の考え方をお示ししております。

県教委では、国の「いじめの防止等の基本的な方針」に基づき、山口県いじめ防止基本方針を平成26年2月に策定し、各学校における取組を、総合的かつ効果的に推進してまいりました。

市町教育委員会では、県の基本の策定の方針を受けて、いじめ防止基本方針を策定するとともに、各学校では、学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止の対策に努めてきたところであります。今回の、県の基本方針が改定されることを受けまして、市町教委及び各学校が、県の改定に準じて、各基本方針を改定することとなります。

このたびの県の基本方針の改定に当たっては、3月に出されました国の方針改定を参酌して改定するとともに、県はいじめ防止の取組や、これまでの取組への対応を盛り込んでいます。

「3」の(1)国の方針を参酌して改定する新たな内容としては、いじめの防止のための方策の基本的な事項としては、一つ目の

「新」、取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けること、二つ目の「新」、いじめの解消の定義を明確化することなどが挙げられます。

次に、いじめ防止等のための学校が実施する内容としては、三つ目の「新」、いじめ認知の際には、他の業務に優先して迅速な取組を行うことや、学校のいじめ対策委員会への報告など組織的な取組の重要性について、四つ目の「新」、発達障害等、配慮が必要な児童生徒に係る対応などがあります。

次に(2)の県独自の取組として、一つ目の「新」、いじめの認知の感度を高めて早期発見につながるということで、いじめを3つのレベルに分類することや、二つ目の「新」、いわゆる「いじり」と言われる行為への具体的な対応を盛り込んでいます。

詳細は、資料68から73ページと、別冊資料を御覧ください。

これまで同様、新しい基本方針においても新たな基本方針におきましても、「いじめは絶対に許されない行為である」という基本認識の基、いじめ防止・根絶の礎となる指針の改定を進めてまいります。

続きまして、「第2次山口県学校安全推進計画」について御説明いたします。議案資料75ページを御覧ください。

1と2に計画の位置付けと考え方をお示ししております。県教委では、国の計画に準じた「山口県学校安全推進計画」を平成27年3月に策定し、安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進してまいりました。

また、市町教育委員会では、県計画の策定を受けて、学校安全推進計画を策定するとともに、各学校は、学校安全計画を策定し、学校安全の推進に努めてきたところであり、今回、県で第2次計画が策定されますと、市町教委及び各学校は、県の新しい第2次計画に準じまして、それぞれの見直しを行うこととなります。

このたびの県の第2次策定に当たりましては、平成29年3月に出

	<p>されました国の第2次計画を参酌した内容に加え、本県第1次計画に係る学校安全の取組について、これまでの課題や教訓等を踏まえた内容を盛り込んでいます。</p> <p>3の(1)、国の計画を参酌する新たな内容としては、一つ目の「新」、事故等の未然防止への組織的対応のため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした体制構築が必要であること、二つ目の「新」、安全は様々な分野を横断する総合的な課題であり、学習内容を関連づけた教育を行う観点から「カリキュラム・マネジメント」を確立する必要があること、三つ目の「新」、児童等の意思決定や行動選択につながる指導の工夫改善のため、主体的・対話的で深い学びをめざし、いわゆるアクティブ・ラーニングの考え方に基づく授業改善の必要があることなどです。</p> <p>四つ目の「新」、社会情勢に鑑みて、ミサイル対応についての情報を盛り込んでおります。</p> <p>(2)に、県独自の取組として、一つ目の「新」、若手教職員の増加等への対応から、キャリアステージに応じたOJTによる研修の必要性や、二つ目の「新」、災害発生時の避難所開設等を想定した、防災担当部局との連携について掲げております。</p> <p>詳細につきましては、資料76から81ページまでと、別冊の「第2次山口県学校安全推進計画」の案を御覧いただければと思います。</p> <p>これまで以上に安全・安心な学校づくりのため、12月を目途に「第2次山口県学校安全推進計画」の策定を進めてまいります。</p> <p>2つの方針・計画について、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から議案第5号及び第6号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
佐 野 委 員	<p>「いじり」といった行為に対して、今回対応を入れたということがよかったなという感じがしています。「いじり」は相手の受け止め方によって、すぐにいじめに変化してしまうような性格がありますので、それを注視していただくというのは、大切なことではないかと思えます。</p>
学校安全・体育課長	<p>ただ難しいのは、いじめといっても子ども達のコミュニケーションの中で、全部否定できないところもあると思います。人によってはストレスと感じるものであり、どれくらい感じるかというところで量的な部分とか、質的な部分で先生が行き過ぎではないかと判断できる指標みたいなものは何かあるんでしょうか。</p>
	<p>「いじり」につきまして、定義というものは、まだ明確なものは示されておりません。いじめについては、いじめ防止対策法の中で示されています。ただ、実際に子ども達のコミュニケーションの中で行われている「いじり」というものの中に、受け止める児童生徒側からすれば、それが非常に心の痛みになっているという場面も少なからずあるというように思っております。先般、重大事態の調査委員会の記者会見の際にも、その辺りについての御提言をいただいております。</p>
	<p>「いじり」の中にもいじめに相当する部分があるのではないかとこの立ち位置を、先生方一人ひとりがしっかり持っていただきながら、子ども達の状況を見て、しっかりフォローできる体制をつくっていく</p>

佐野委員	<p>必要があるかと思います。現在、まだ「いじり」に対しての指導の体系的なものは確立されてはおりませんので、今後いじめ防止への取組の研修資料を作成する際には、こういった「いじり」についての取扱い事項についてもしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。</p> <p>たくさんの先生が見るときに、ある程度、指標的なところを持ってないと見過ごしてしまうんじゃないかなと思います。中にはちょっとしたことの積み重ねで、だんだんストレスになっていくというのもあるでしょうし、一回でこれはもうだめだろうというのもあるでしょうから、こういうのはもう「いじり」ではなくいじめではないかという、現場で対応する先生が同じくらいの判断基準を持てるような指標を出していただけたらと感じています。</p>
小崎委員	<p>いじめ防止基本方針について、「いじめの防止等のための対策の基本的事項」の一つ目の「新」にある「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け」とありますが、どういう形で学校評価の項目に挙がってくるのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>現在、学校評価ということでさまざまな項目を挙げて、学校の運営状況等について点検・評価をして改善に取り組むというPDCAサイクルを実施しておりますが、その中の項目として新たにいじめに対する対応状況を加えるということです。</p> <p>いじめが何件あったかという結果の報告だけではなくて、未然防止の取組であるとか、再発防止の取組、重篤化するまでにどういう対応をしてきたかについての新たな項目を設定することによって、その取組がどうであったかについて、外部の委員にも評価していただきながら、チェックしていただくということになるかと思います。</p>
佐野委員	<p>SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用の取組の中で、適応指導教室という言葉を目にしたんですけども、例えば、いじめに関わって適応障害になってしまった子どもを一時的に受け止めるような取組、教室に入れない子どもに対する取組というのは何かありますでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>教室に入れない子ども達が、不登校になってしまわないように学校以外の場を集まって、学習機会を確保するという取組が行われています。いじめに限ったものではありませんので、広い意味での不登校への対応ということになります。</p>
佐野委員	<p>いじめ防止基本方針の中で、「寄り添う」という記述が出てくると思うんですけども、傾聴して相手の気持ちを整理してもらおうという対応は根気がある作業じゃないかと思います。その辺り、教員への研修などはされておられますか。</p>
学校安全・体育課長	<p>まずは、子どもの考えをしっかりと聞いてあげることが大切だと思っております。それには担任、部活の顧問などの主に接する教員だけでなく、学校の中の教育相談の体制というところでは、例えば、養護教諭であるとか、子ども達が相談しやすい関係づくりが重要です。そういったところから、組織的に対応できるよう情報を共有して、早期解</p>

	決に結び付けていくことが大切になります。
佐野委員	学校安全推進計画についてですが、KYT（危険予測）学習はどの程度のパターンを活用されているのでしょうか。
学校安全・体育課長	KYTについては、交通安全と防災等含めて、県ホームページにも掲載しております。社会情勢を鑑みながら、情報は更新しております。
佐野委員	当事者として考える機会になるとと思いますので、活用してもらったらいいのではないかと思います。
中田委員	いろいろな周知や研修会を行っても、参加されるのは少なからず危機意識のある方で、本当に知らしめたい人は参加されないという現状があると思います。その辺り、何か対応はされておられますか。
学校安全・体育課長	確かに、ぜひ聞いてほしい保護者を狙ってというのは難しいと思います。広く周知する機会を充実するという点では、課題であると認識しております。
宮部委員	学校安全推進計画について、県独自の取組のところで、「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かした取組などが書いてありますが、研修や訓練などを、回数を多くやってほしいと思います。年1回などでは身につかないと思いますし、さまざまな機会を通じて、繰り返し実施してもらいたいと思います。
学校安全・体育課長	さまざまな連携というところでは、学校安全というところに限らず課題を共有して、地域で取り組むということも大事ではありますが、今年度初めて、市町の防災部局と連携をして研修会を実施しました。非常にいい評価をいただいております。参加者からは、また参加したいという声もいただいておりますので、充実した内容となるようにしっかり対応していきたいと思います。
佐野委員	この計画に基づいて対応するような事態というのは、頻繁に起こることではないと思いますけれども、必要になるのは明日かもしれないし、何十年後かもしれないと、また、起きてしまったらとても大変な事態となります。対応によっては命を落とすような結果になることも考えられますので、そのようなときにしっかりと対応できる準備をしていただけたらと思います。
教 育 長	他にいかがでしょうか。 議案第5号及び第6号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	それでは、第5号及び第6号を承認いたします。 続いて報告事項に入ります。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。

教 職 員 課 長	<p>「平成30年度教職員人事異動方針」につきまして、お手元の資料85ページのとおり定めましたので、概要について御報告いたします。</p> <p>この人事異動方針は、平成30年度の人事異動を行うに当たっての県教委の基本方針を示したものです。</p> <p>まず、前文では、人事異動の基本的な考え方を示しています。</p> <p>記載しておりますように、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、現在、特に重点的に取組を進めています、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進するとともに、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。</p> <p>このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下についてです。</p> <p>1ですが、教職員全体について、専門性や教職員構成等の観点から検討し、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>2ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、教育目標の実現のために、活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。</p> <p>さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。</p> <p>3ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう計画的な配置を行うこととしています。</p> <p>4についてですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していくことを示しています。</p> <p>こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、この異動方針は、11月末から12月初めに全ての公立学校の教職員に異動の希望調査表を配付するタイミングに合わせて、周知することとしています。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
中 田 委 員	<p>女性管理職の採用・昇任ということについてですが、例えば、校長面接などで、具体的にどの程度採用するという目標はありますか。</p>
教 職 員 課 長	<p>管理職の選考について、選考ということですので、厳正・公正に行いますので、数値目標に基づいて選考しているということはありません。</p> <p>女性管理職の割合を上げていくということにつきましては、養成段階で主任などのポストに積極的に登用するとか、積極的に研修に参加できるようにアナウンスするとか、管理職になる資質をお持ちの方に選考試験を受験しやすいような環境づくりをしていくことも含めて、女</p>

	性管理職の採用・昇任に努めていくということでございます。
佐野委員	「地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流を推進」とありますが、どの程度人事交流が行われているのでしょうか。先日、徳山小学校を視察した際に、中学校の教員の方が活躍をされているのを拝見して、小・中学校間の橋渡し役になっているのかと感じました。
教職員課長	小・中学校間の連携ということに関しまして、9年間のつながりを大切にした学習指導や、生徒指導の充実を図るためのものと捉えておりますが、平成29年度につきましては、県全体で44人の人事交流がございました。
教育長	それでは、報告事項1については、以上のおりとします。 続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。
教職員課長	お手元の資料86ページから87ページ、「平成30年度山口県立学校職員採用候補者選考試験の選考結果」について、御報告します。 まず、87ページを御覧ください。 9月の教育委員会会議で御報告させていただいた試験の概要についてです。実習助手及び寄宿舎指導員について、「1」の表に示した選考区分、志願区分、採用見込者数及び「5」に示した試験内容により、「4」に記載のとおり、10月29日（日）に山口県セミナーパークで試験を実施しました。 その結果、「6」に記載のとおり、本日、採用候補者名簿登載予定者を発表するとともに、受験者全員に選考結果を通知しました。 それでは86ページにお戻りください。 まず、「1」の選考結果の概要ですが、実習助手については、表の志願者数の合計欄に示したとおり、68人の志願があり、欠席者11人を除いた57人が受験し、9人を採用候補者名簿登載予定者としたところであり、倍率は6.3倍となりました。 また、寄宿舎指導員については、その下の欄、15人の志願があり、欠席者3人を除いた12人が受験し、1人を採用候補者名簿登載予定者としたところであり、倍率は12.0倍となりました。 次に、「2」についてですが、参加は任意ですが、採用候補者名簿登載予定者については、12月27日、28日に、教員採用候補者名簿登載予定者と一緒に、着任までの心構え等について学ぶ研修を実施することとしています。
教育長	ただいま、教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。 それでは、報告事項2については、以上のおりとします。 続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課長	平成30年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について、御報告いたします。会議資料の88ページから91ページにかけて、公立高等学校及び県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御

	<p>説明いたします。</p> <p>まず、資料 88 ページを御覧ください。</p> <p>本実施要領は、7月10日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月27日に発表したところでございます。手続等について昨年度からの大きな変更はございません。</p> <p>資料 88 ページ中程にありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集における学力検査は3月7日に、また、次のページにありますように推薦入学の面接等は2月7日に実施いたします。</p> <p>次に、資料 91 ページを御覧ください。</p> <p>ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について、主な内容をお示ししております。中程にあるように、3月2日に検査を実施いたします。</p> <p>なお、平成30年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月10日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>簡単ではありますが、以上、公立高等学校等入学者選抜実施要領についての報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
佐 野 委 員	<p>推薦入学の周防大島高校の普通科及び地域創生科について、「原則として、両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする」とありますが、周防大島高校では全国から生徒を募集していると思います。例えば、県外から入学したいという方が多かった場合はどのような対応になるのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>御指摘のありました、周防大島高校の県外から入学させることができる人数として、原則として定員の5%以内ということで、これは推薦入学と第1次募集と合わせて、その人数を目安としております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項4について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>報告事項4についてです。</p> <p>「朝鮮通信使に関する記録」が、10月30日に本県初となるユネスコ記憶遺産への登録が決定されたことについて御報告します。</p> <p>最初に、93ページを御覧ください。ユネスコ記憶遺産は、手書き原稿、書籍、ポスター、図画、地図、音楽、写真、映画等の記録遺産を対象に、世界的重要性を有する物件をユネスコが認定・登録する事業で、2年ごとに登録が行われています。</p> <p>朝鮮通信使に関する記録は、日韓の民間団体による共同申請で、日本側がNPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会、韓国側が財団法人釜山文化財団です。</p> <p>本県は、縁地連絡協議会の下部組織で申請準備等を行う「朝鮮通信</p>

	<p>使ユネスコ記憶遺産日本推進部会」に、滋賀県、福岡県、長崎県と同様、登録の対象資料を所蔵する県として、オブザーバー参加をしています。</p> <p>次に、92ページを御覧ください。朝鮮通信使は、室町時代から江戸時代に、朝鮮国王がわが国に派遣した公式の外交使節団です。</p> <p>今回、登録資料となったのは、豊臣秀吉の朝鮮出兵で途絶えていた通信使が復活した1607年から1811年までの間の資料で、朝鮮国王が徳川将軍に宛てた朝鮮国書等の外交文書、通信使の行列が生き生きと描かれた記録画、交流を通じて作成された詩文や書画等です。</p> <p>これらの資料は、両国の歴史的経験に裏付けられた平和的・知的財産であり、恒久的な平和共存関係と異文化尊重を志向する人類共通の課題を解決するものとして、顕著で普遍的な価値を有していると評価されたものです。</p> <p>資料件数は111件、333点で、日本が48件209点、韓国が63件124点となっています。県内では、県に2件、下関市に5件、上関町に1件です。</p> <p>なお、決定直後に、博物館においては所蔵の資料の展示を行い、文書館では閲覧申請で直接御覧いただけるようになっています。</p> <p>また、今後は、縁地連絡協議会や下関市、上関町と連携したPRや学校での理解促進に向けた取組について、検討してまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、社会教育・文化財課から報告事項4について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項4については、以上のおりとします。</p> <p>続いて、報告事項5について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>まず初めに、昨年7月26日に、県立高等学校の男子生徒が、列車にはねられ亡くなられたことにつきまして、改めて、御本人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に対し心からお悔やみを申し上げます。</p> <p>このたび、その調査報告書がまとまりましたので、その概要等について御報告いたします。</p> <p>なお、本報告は今年3月に文部科学省から出された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、本委員会に報告をさせていただいているものです。</p> <p>また、本調査の目的は、今後の自殺予防に活かすこと、御遺族や子ども、保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えることであります。</p> <p>それでは、資料の1ページ、2の「(1) 自殺の背景調査について」を御覧ください。</p> <p>○の4つ目にありますが、本事案については、当該生徒が亡くなった後、御遺族から、「背景にいじめがあったのではないか」との申し立てがありましたので、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの重大事態として取り扱い、調査を行いました。</p> <p>(2)の調査組織についてですが、○の2つ目にありますように、当教育委員会の附属機関である「山口県いじめ問題調査委員会」に、第三者組織である「県立学校における個別事案に係る調査部会」を設置して行いました。</p>

また、○の3つ目にありますように、臨時委員として、児童を専門とする精神科医を、オブザーバーとして、県精神保健福祉センター所長を加えました。この方は、文部科学省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の委員として調査の指針策定に関わった方です。2ページに一覧がありますので、御覧ください。

次に、調査部会については、(4)にありますように、平成28年8月の設置後、合計41回の調査部会を開催しております。

また、(5)から3ページにかけて記載がありますように、調査は、全校生徒や全教員を対象としたアンケート調査や、関係生徒、関係小・中・高の教員、御遺族を対象とした聴き取り調査を行っております。また、御遺族からは、SNSのバックアップデータも提供していただいております。

3ページの下、「報告書の作成と公表」にもありますように、調査を進める中で、本人の心理を知る手がかりが非常に少なく、自殺に至る過程の解明が難しい事案でありましたが、集めた情報はエピソード別にまとめ、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別するとともに、分析評価においては中立・客観的、かつ、専門的見地から行っております。

5ページを御覧ください。調査を基にした分析評価です。自殺の原因は、「学校生活に関する要因」と「家庭に関する要因」、「個人的な要因」に分けることができるとのことですが、それぞれの要因別に少し詳しく御説明いたします。

6ページを御覧ください。まず、学校生活に係る要因についてですが、学校の背景要因として、当該生徒が所属していた学校は男子生徒が少なく、人間関係が上手くいかなくなると、居場所がなくなるというマイナス面が生じやすい状況にあったことが指摘されております。

また、本人の人間関係や性格特性をよく知る教員の異動により、学校の防御因子、つまり、自殺を防ぐ方向に働く力が低下したと考えられるとのことでもあります。

次に、(2)の「継続的なストレス要因」として、さまざまなことが挙げられております。当該生徒は学校で、他の生徒から話を振られたりからかわれたりする、いわゆる「いじり」を日常的に受けておりました。また、生徒による「いじり」に教員が合わせ、本人に話を振るなどしたこともあり、本人が苦痛に感じたことがあったと考えられるとのことでもあります。

また、7ページ「友人関係の綻び」、○の5つ目にもありますように、2年生になり、「助っ人」として別の部に誘われ、練習に参加するとともに、入部の意志を表明した流れの中で、本人にとっては予想外の形で、遊び友達でもある元の部の部員との関係が綻んでいったようでもあります。また、この一連の流れにおいて、部の顧問である担当教員間の連携不足などの問題があった事が指摘されております。その他、その下にありますが、他の生徒からの「おごり」の要求や、文化祭企画等での役割の負担、SNSでのやりとりに関する負担、8ページにあります、部活動でのペアの不在による孤立感、助っ人として誘われた別の部の練習の体力的な負担等が指摘されております。

次に、個人的な要因についてですが、9ページ、「3 個人的な要因」の(2)の○の2つ目からを御覧ください。当該生徒はいつも人と交流し、周囲に合わせ、世話を焼いたり、丁寧に他の生徒からの相

談にのったりしていたようです。一方、他者のニーズを優先するため、我慢して溜め込み、自分の悩みや弱みをあまり見せないという、「人間関係重視」の傾向が強く、周囲が彼のSOSに気付くことができなかつたと考えられるとのことであります。

次に、家庭に関する要因についてですが、12ページを御覧ください。調査によると、一般的な家庭に比べて極端に課題が多かつたという情報は見当たらないとのことであります。

ここまで、要因別の分析結果について御説明いたしました。本件においては、小学校以降の学校生活に関する要因が大きかつたと判断されております。またその中で、「いじり」についての教員の認識不足や、部活動における不十分な生徒の状況把握、教員間の連携不足など、学校側に課題があつたことも指摘されております。

このことについては、教育委員会として大変重く受け止めるとともに、学校・教育委員会として生徒の自死を防ぐことができなかつたことに対し、大変申し訳なく思っております。

次に、16ページ「(2) いじめの認知」を御覧ください。本報告書では、調査の過程で6つの事柄について、いじめとして認知しております。なお、生徒本人が亡くなっているため、一般的に考えてどう感じるかを調査員会で検討し、総合的に判断されています。

1つ目は、日常的に話を振られる、からかわれるなどの「いじり」、2つ目は、部員による部の内外での悪口やからかい、3つ目は、主に女子生徒からの「おごり」の要求であり、これら3つ行為の中には、いじめに該当するものが含まれているとされています。

また、4つ目として、部室においてあつた本人の携帯電話を無断で使用し、動画の撮影や連写を行っていたこと、5つ目として、炭酸飲料を振ってあふれさせ、自分のではないから相手に拭くように言ったこと、6つ目として、部活動のLINEグループからの退会の一方向的な通知、であります。

ただし、17ページ(3)にある、いじめの自殺への影響の程度の○の2つ目にありますように、「本来いじめと認知した内容だけを採り上げて、自殺への影響の程度を評価することはできないが、本事案においていじめが自殺に影響したか否かと問われれば、影響した、と答えることができる。」としておりますが、本事案は様々な要因からなる複雑な事象であり、1つの要因だけで説明できるほど単純ではないので、いじめのみを自殺の要因と考えることはできない、単純化してはならないとされています。

最後に、18ページからは、再発防止に向けた提言を4つの観点からいただいております。

その1つは、「いじりについての認識を改めること」であります。生徒が笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性あることに教員が敏感であることや、「いじり」が行き過ぎだと感じたら、教員はすぐに介入すること、しばしばいじられている生徒を学校としてフォローする体制が必要となることなどです。

2つ目は、「部活動に目を配ること」です。技術面だけでなく、生徒の悩みや人間関係にも目を配ること、気になる生徒について他の教員と情報交換すること、男子が少ない場合の助っ人募集や転部のリスクの高さについて教員が理解すること、部活動に関して、連絡や情報交換、話し合いの機会をもつことなどです。

3つ目は、「周りに気を遣い、自分の悩みを言わない生徒への関わ

り方」についてです。教員がそのような傾向のマイナス面にも「気付く」こと、そのような傾向のある生徒に「かかわる」こと、そして、他の教員と「つながる」こと、であります。

4つ目は、自殺予防教育の導入であります。生徒がSOSを発信しやすくしたり、SOSに気付いた生徒が信頼できる大人につながりやすくしたりすることや、学校がSOSを受け止め、適切な支援を行う体制を構築することなど、自殺防止に向けた取組を行うとともに、在学中だけでなく、生徒がその後の長い人生の中で自殺という取り返しのつかない手段をとらないで済むように、若いうちから備えておくことが提言されております。

以上が調査報告書の概要でございます。

なお、いじめの重大事態においては、被害生徒・保護者は、所見をまとめた文書を当該報告に添えることができる旨をお伝えしております。

また、今後は、御遺族から提出される可能性のある「所見」を含め、学事文書課において、再調査を行うかどうかの検討を進めることとなっております。

なお、本事案を受けての学校や県教委における具体的な取組の詳細については、今後、検討を進めてまいります。県教委としては、報告書で提言のあった、いわゆる「いじり」について、教員自身を含めて認識を改めるとともに、生徒に対する適切なフォローを行うため、学校現場における指導の徹底や専門研修等を通じた教員の資質向上に取り組んでまいります。

また、「部活動」についても、生徒の状況が十分に把握されておらず、教員間の連携も不足していたことの指摘があったことから、学校での指導体制、方法の見直し、生徒の状況把握やコミュニケーションのあり方、保護者との情報の共有化等について検討を進めてまいります。

さらに、「自殺予防教育」についても、専門家の方々の知見をお借りしながら、今後、学校現場の実情に応じたマニュアルの作成など、自殺予防教育の効果的な推進方策について検討してまいりたいと考えております。

なお、関係の学校、教員、生徒への対応につきましては、今後、報告書の内容を十分に検証、精査した上、今回の事案の要因や背景、課題等について周知、理解を図るとともに、適切な指導に努めてまいります。

県教委では、先ほどお諮りいたしました「いじめ防止基本方針」の中で、新たに「いじり」の認識についての項目を設けるなど、徐々にではありますが、本事案を踏まえた取組を進めているところであり、今後とも引き続き、地域や専門家のお力添えもいただきながら、学校の教育活動全体にわたり、再発防止に向けた取組を総合的かつ着実に進め、こうした事案が二度と起こることがないように、いじめ、自殺防止に向けた取組を、全力を挙げて推進してまいりたいと考えています。

以上です。

教 育 長

ただいま、学校安全・体育課から報告事項5について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

佐野委員	<p>特殊な環境におかれている生徒でもないですし、ストレスの要因によっては、重大な事態になってしまうことがあり得るということ、また、「いじり」ということがありましたけれども、継続的なストレスの蓄積などが重大な事態につながるということも先生方には認識していただきたいと思います。</p> <p>生徒からのSOSや異常を感じる感度を、先生方には上げていただき、そういったSOSなどを受け止めてあげてほしいと思います。</p>
中田委員	<p>亡くなった生徒と家族との関係に係る情報がほとんど書かれておらず、新聞報道等によると、親は家庭環境が原因だとは考えていないという意見が推測されます。報告書ではいくつかの要因を挙げられて、いじめはあったとされていますが、それだけが原因ではなく、多様な要因のうちのひとつであると書かれています。報告書としては、このような記載になるのかなと思います。</p> <p>これまで報告を受けた中でも、家庭に関する情報はあまり入ってこなかったんですけども、もしこの場で言える内容のものがあれば、お聞きしたいのですが。</p>
学校安全・体育課長	<p>分析評価のところ、3つの観点という調査委員会の分析の方針が示されています。「学校生活に関する要因」、「個人的な要因」、「家庭に関する要因」とされ、「家庭に関する要因」については、「一般的な家庭に比べて極端に課題が多かったという情報は見当たらない」ということで、それよりは「学校生活に関する要因」の方が大きいということ、いろいろな課題を含め、提言の中でもその辺りを盛り込んだ報告書としてまとめられたものであると理解しています。</p>
佐野委員	<p>先ほどお話のありましたように、「いじり」については対応が示されておりますけれども、「おごり」について、子どもの間でおごったりおごられたりという関係性はあると思います。子ども自身に収入があるわけではないので、継続的な「おごり」というのはかなりのストレスになると思いますが、こういうことは今回のケースが特別なことなんでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>通常、子ども達の間関係の中では、各自の小遣いの範囲内で、そのような関係性はあると思います。</p> <p>今回の事案で調査委員会が認めた「おごり」というのは、一方的に本人がおごらされたという関係性がいじめと認定されたものでございます。</p>
佐野委員	<p>やはり、いじめと認定されておりますので、このような一方的な「おごり」の関係というのは良くないという認識をしていただきたいと思います。</p>
学校安全・体育課長	<p>例えば、高額な金銭のやり取りや、今回のケースのような一方的な関係性のように、一定の間関係の中で本人が苦痛を感じる、経済的な負担を受けるということについては、学校の方で把握した場合には、指導が必要だと思えます。</p> <p>こういったことが、どの程度、家庭内で認識されていたかというのは分かりませんが、さまざまな「学校の背景要因」といいた</p>

	<p>らも、実際は学校外で学校の中の間人間関係を引きずって行われているものの一部だと思いますので、生徒指導全体の中では、基本的には金銭のやり取りというのは好ましい状況ではないということで、その辺りの指導は必要だろうと思います。</p>
佐野委員	<p>そういったことが子ども達の中で常態化しているようであれば、おかしい状況だという認識を持ってもらいたいと思います。</p>
中田委員	<p>こういった事態に陥った場合、子どもが最後に何を頼りにするかを考えると、通常は家庭だと思いますので、親に向けた研修など何かできないかなと思います。</p>
学校安全・体育課長	<p>この事案に限らず、子ども達の悩みから発生するトラブルの中で、親に相談ができないという事案は多いです。やはり、家庭環境も多様ですし、いろいろな理由があると思います。多くの場合は、友人に相談したことに端を発して、その友人が先生に相談し、最終的に学校が知るというケースが多い傾向にあると思います。</p> <p>ですから、さまざまな家庭環境にある中で、信頼される大人として、学校の先生が大きな存在になるということは、教育に携わる上でも目指すべきところではないかと考えています。</p>
教育長	<p>他はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、これまでの説明と重複する部分も多いですが、一言申し上げます。</p> <p>ただいま、担当課長から、事案についての調査報告及び、県・学校における今後の取組等に係る説明を行いました。改めまして、御本人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族には心からお悔やみを申し上げます。</p> <p>本報告書では、自死の背景、要因として、いじりやからかい、部活動の人間関係などのいじめがあったことだけでなく、教員の認識や関わり方、部活動の指導体制など、学校側に課題があったことも指摘されており、県教育委員会としては、改めて生徒の自死を防げなかったことについて、心からお詫びを申し上げます。</p> <p>県教育委員会としては、本報告書を厳粛に受け止め、今後、その内容を十分に検証した上で、関係の学校、教員、生徒に対し、適切に指導を行うとともに、報告書でいただいた「提言」を踏まえ、こうした痛ましい事案が二度と起こらないよう、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項5については、以上のおりとしします。</p> <p>続いて、報告事項6について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>このたび「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要が文部科学省から発表されましたので、併せて、本県の状況を発表します。10月27日に本件に係る状況を公表しました。</p> <p>発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。</p> <p>なお、お示ししている本県のデータには、公立のものと、国公立</p>

の合計のものがありますが、これから説明する内容は公立学校のものとなりますので御留意ください。

まず、暴力行為です。山口県における発生件数は500件で、平成27年度に比べ71件減少しました。児童生徒千人当たりの発生件数は3.9件と平成27年度に比べ0.5件減少し、4年連続で全国平均を下回りました。発生した学校は全学校の34.3%と、平成27年度より2.5ポイントの増加となっています。

平成28年度、発生件数が10件を超える学校が8校あり、その8校の発生件数が、全学校の暴力行為全体の22.0%を占めております。

次にいじめについてです。公立学校全体のいじめの認知件数は2,875件と、平成27年度に比べ395件増加しております。いじめの認知については、平成26年度の見直し調査以降、各学校においていじめを幅広くとらえており、児童生徒間トラブルについても、いじめの定義に沿って適切に判断された結果と肯定的に捉えております。

校種別では、小学校が1,888件と最も多く、全体の65.7%を占めております。学年別では中学1年生が最も多く、いわゆる中1ギャップの傾向がみられ、思春期特有の繊細な心理や新しい集団でのトラブル等を反映していると考えております。

また、認知したいじめについては、年度内に77.7%が解消しております。

いじめの態様は、それぞれの校種で「冷やかし・からかい等」が最も多く全体の54.9%を占め、小学校では「軽くぶつかる・叩く、蹴る」、中学校では「仲間はずれ・集団による無視」、高等学校では「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」の順となっております。

次に、小中学校の不登校についてです。

不登校児童生徒数は、1,180人と、平成27年度に比べて20人の増加となっており、児童生徒数千人当たりの不登校児童生徒数は11.4人と、全国的にも低い水準となっております。

校種別では、小学校は8人の増加、中学校は12人の増加となっており、小学校は5年連続の増加となります。

小学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある」「『不安』の傾向がある」で全体の58.8%を占めております。

中学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある」「『不安』の傾向がある」で全体の57.4%を占めております。

不登校児童生徒のうち、指導により学校に登校できるようになった児童生徒は23.4%であり、いったん不登校状態になると、なかなか学校復帰が難しい状況にあります。

次に高等学校の不登校についてです。

不登校生徒数は102人と、平成27年度より5人の増加となっており、出現率は全国数値を大きく下回っております。

不登校の要因は、「『不安』の傾向がある」「『無気力』の傾向がある」で全体の50.0%を占めております。

次に高校中途退学についてです。

公立高校の中途退学者は、135人と、前年度に比べ12人増加となっておりますが、平成27年度同様、中途退学率は全国数値を大きく下回っております。

中途退学の理由としては、「学校生活・学業不適応」が最も多く、

	<p>次いで「進路変更」となっております。</p> <p>児童生徒の問題行動や不登校等については、全体として全国水準より下回っており、これまで、心の教育の推進、組織的な対応、家庭・地域との連携などの取組を進めてきた成果と考えておりますが、増加傾向にある小学校の「暴力行為」、小・中学校の「不登校」、「いじめ問題への対応」については、生徒指導上の重点的に取り組むべき課題と捉えております。</p> <p>今後とも、市町教育委員会をはじめ、関係機関との連携・協力の下、研修等による教職員の資質向上や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用した相談体制の充実などにより、生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項6について説明がございましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>不登校に関してなんですが、人数は前年度より増えてはいるのですが、学校によっては不登校の数が減っている学校もあると思いますが、例えば、その学校がどういう事をして不登校の数が減ったのか、そういうことは分からないのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>不登校については、生徒指導上の諸課題ということでヒアリングをする中で、取組や増加した理由につきましても確認を行っています。</p> <p>多くは本人に問題がある場合や、家庭に問題がある場合があります。状況によっては重大事態という扱いで、いじめをきっかけにして不登校というものの中にはあります。</p> <p>それぞれの個別のケースによって対応も変わってくるので、全体として共有できる情報については、さまざまな研修の機会等で市町教委も含めて、生徒指導担当の研修会などでも情報共有をさせていただきたいと思っております。</p>
佐 野 委 員	<p>不登校に関してですが、30日以上を欠席した生徒ということで、数字に表れていると思っておりますが、学校には行けているんだけど、教室に入れていない生徒というのはどれくらいいるのかというのが気になると思います。</p> <p>不登校には認定されないが、教室に入れないことで学びが進んでいない生徒もいると思っておりますし、これも不登校と同じくらい重要な問題じゃないかなと感じています。</p>
学校安全・体育課長	<p>委員から御指摘がございましたが、統計上は学校に来れていないという数字になっていますので、別室登校等はこの中に入っておりません。</p> <p>そのことについての統計はありませんが、学校からの情報提供、市町教委からの報告事項の中では、情報は挙がってきております。当然、最終的な目標は、教室の中で他の生徒と一緒に学校生活をおくれるようにということだろうと思っておりますが、なかなかケースによっては戻れないという生徒はおります。</p> <p>そういった状況の中でそれぞれの学校でさまざまな取組をさせていただいているというところです。</p>

宮 部 委 員	資料 9 7 ページの「本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況」の出現率が全国の四分の一ですけど、何か要因が分かれば教えてください。
学校安全・体育課長	県立高等学校等については、不登校の傾向が少ないというところはあるかもしれませんが、取り立ててこういった取組をしたということでお示しをするようなところはないのかなと思います。地道にそれぞれの学校の中で対応していただき、その中で統計的に数値をとると、全国平均を下回っているということだろうと思います。
佐 野 委 員	全国平均からすると、少ないなど、よく取り組んでいらっしゃるなと思いますが、都道府県別の出現率を並べてみると、かなり数が大きい都道府県があって、平均を引き上げているような感じがしておりますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。
教 育 長	それでは、報告事項 6 については、以上のとおりとします。
高校教育課長	報告事項の中で 1 点修正させていただけたらと思います。 先ほどの報告事項 3 の中で、周防大島高校の県外からの入学希望者について、資料 8 9 ページにより、一般と推薦入学を合わせて入学定員の 5 % と申し上げましたが、8 8 ページの真ん中にあるように推薦のみで 5 %、一般と合わせますと 1 0 % を原則としております。 申し訳ありませんが、訂正させていただきます。
教 育 長	それでは、意見交換に移ります。 本日の意見交換テーマ「体験活動を通じての豊かな心の育成について」、社会教育・文化財課から説明をお願いします。
社会教育・文化財課長	体験活動については、学校や地域の年中行事そういった活動の「生活・文化体験活動」、登山、キャンプ、ハイキング、星空観察などの「自然体験活動」、ボランティア、職場体験などの「社会体験活動」の大きく 3 つに分類されていますが、本日は当課で重点的に取り組んでいる自然体験活動の推進について御意見を伺いたいと思います。 最初に、自然体験活動の効果や必要性について、国の調査結果等を御紹介したいと思います。 まず、自然体験活動と自己肯定感や道德観、正義感の関係について、平成 2 6 年に行われた国の調査結果をお示しします。 なお、当調査では、自己肯定感では「自分には自分らしさがある」など 6 つの設問に対する回答を、道德観等では「友達が悪いことをしていたらやめさせる」など 4 つの設問に対する回答を得点化し、「高い」から「低い」の 5 段階に分類したものです。 この分析の結果、自己肯定感、道德観・正義感とも自然体験を多く行った者ほど数値が高いとの結果が出ているところです。 また、学力との関係では平成 2 7 年度の全国学力・学習状況調査でクロス集計が行われていますが、その結果、小学校・中学校とも、自然の中で学んだことや自然観察をしたことがある者ほど、各教科の正答率が高い傾向も見られます。 次に、小学生の保護者の意識についての調査です。まず、左のグラ

フで、「今は体験活動よりも勉強を優先させたい」と思っていない、つまり体験活動の必要性を感じている保護者は、全体の約8割となっています。

また、右のグラフでは、保護者自身の子どもの頃と比較して、現在の子どもの体験活動の機会が少なくなっていると感じている保護者が7割程度となっています。

この2つのグラフから、保護者の多くが体験活動は重要と認識しているものの、現在の子どもたちは自分が子どもの頃と比べて体験活動の機会が十分でないと感じていることが見て取れます。

こうした調査結果も踏まえ、今後の体験活動の方向性が示されています。まず、昨年11月に、文部科学省に設置された「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」がとりまとめた論点では、「①体験活動を行う機会の充実」、「②体験活動の実施体制」の2つの柱で方向性が示されています。

「①体験活動を行う機会の充実」では、長期宿泊型の体験活動や貧困家庭等の困難な状況にある青少年を対象とした体験活動、身近な場所での活動等の機会等を充実させるべきとされています。

また“②体験活動の実施体制”では、ボランティア等の参画しやすい環境づくり、あるいは青少年や保護者に対し、体験活動の機会や効果についての情報発信等を進めるべきとされています。

次に、本年3月に公表された新学習指導要領では、主な改善事項の一つとして、小中の総則や特別活動において、これまでと同様、体験活動の充実が掲げられており、特に高い教育効果が期待される集団宿泊活動については、1週間程度の期間にわたって行うことが望まれるとされています。

次に、県内の小・中学校での自然体験活動の取組状況として、学校での状況を説明します。

まず、学校での自然体験活動の実施状況については、昨年度、小学校で100%、中学校で82%が実施しています。

また、学校が行う宿泊体験活動について、活動日数に着目すると、ほとんどの学校が1泊2日又は2泊3日の短期で実施しているところです。

次に、県立の青少年教育施設における取組状況について説明します。

県内には4つの県立青少年自然の家があり、学校や団体の宿泊体験の受入れや、各施設の特色を生かした主催事業の開催等を行っています。

油谷青少年自然の家では、北浦地域における海洋プログラム、秋吉台では国内有数の自然条件を活用した学術研修、十種ヶ峰では施設内に設置した森のチャレンジコース等を活用した専門教育プログラム、由宇では、野外から芸術・文化までの幅広いプログラムが特色となっています。

施設の利用状況は、昨年で約8万5千人、うち、約5万人が高校生以下の青少年の利用となっています。また、県内には国立青少年自然の家という施設があり、年間約9万2千人、青少年では約3万9千人が利用しています。

次に、本県の自然体験活動の推進に向けた施策について説明します。

まず、県の教育振興基本計画における位置付けについては、豊かな

心育成プロジェクトの中に、特色ある体験活動の充実として、「心の冒険・サマースクール」や「AFPY」の取組を掲げているところです。

「心の冒険・サマースクールは」、十種ヶ峰青少年自然の家や周辺の山域において実施している、8泊9日の長期の自然体験プログラムとなっています。

教育効果の高い野外教育活動の機会を積極的に提供する観点から、また、学校現場では、学習指導要領に述べられている長期の宿泊学習が困難であることなどから、本県では平成元年の開始より当プログラムを継続実施しています。

世界的な野外活動教育機関であるOBS（アウトワード・バウンド・スクール）の手法を取り入れ、野外活動の中でカウンセリングやミーティングを用いながら、段階的に参加者の成長を促す内容となっており、毎年、定員を超える応募を得ているところです。

当プログラムの具体の実施イメージとしては、9日間を4つのフェーズに区切り、それぞれに狙いをもたせた活動を行っています。

最初の「STEPⅠ トレーニング」は、基本的な野外教育活動の技術や知識を習得させる期間で、指導者は強い指導性を発揮し、直接細かく指示的な支援を行う段階です。

次の「STEPⅡ エキスペディション」は、山登り、ロッククライミング等の活動をする中で、強い人間関係ができるとともに、グループ内での衝突が起こる時期になります。指導者は間接的な指導により、参加者に責任感・安全性の大切さを強調していくこととしています。

次の段階「STEPⅢ ファイナルエキスペディション」では、グループ全員の責任で行動の意思決定を行うグループツアーを実施し、指導者はグループの力のみでの目標達成を支援することが役割となります。

そして、「STEPⅣ コンクルーディング」では、身体的・精神的な克服につながる「個人ラン」を通じ、体験の内面化を図るとともに、面談等によりプログラムを振り返り、参加者が満足感をもってコースを終えられるようにプログラムされています。

このプログラムを実施するに当たり、具体的な効果測定が重要となります。

このため、参加者に対しては、プログラム参加前、参加直後、参加後約2か月の時点で、それぞれアンケート調査を行い、事業効果を測定しています。

本日は、プログラムの効果が定着しているかの視点に立ち、昨年度における参加前と2か月後の比較をお示しします。

必ずしも大きな有意差が出ていませんが、自己肯定感や積極性、協調性、適応力といった「心理的社会的能力」に関する指標では、小学生は14項目中9項目で、中高生は全ての項目で改善が見られました。

具体的には「嫌なことは嫌とはっきり言える」とか、「人の話をきちんと聞くことができる」といった項目です。

次に、道徳的な心情・行為に関する能力については、小学生は8項目中5項目で、中高生は7項目で改善が見られました。

具体的には「人のために何かをしてあげるのが好きだ」とか、「人の心の痛みが分かる」といったところで改善が見られました。

また、「サマースクール」から2か月後に保護者に対して行ったアンケートで、プログラムの満足度については、「大変満足している」から「満足していない」までの5段階評価で、回答のあったすべての保護者が「満足」または「ほぼ満足」としています。

プログラム実施後の子どもの感想や子どもの変化に関する保護者の感想としても、子どもからは「自分が思っていることをはっきり言うようになった」、「自信が持てるようになった」、保護者からは「人の事を考えることができる場面が増えた」、「自分と違う考えも一度は聞けるようになり、人に対して寛容になった」というような肯定的な内容が多く寄せられています。

こうした長期プログラムのほか、体験プログラムへの参加に対する精神的・時間的負担の軽減を図るため、短期プログラムの実施にも取り組んでいます。

この「ジョブプログラム」は、農山漁村を活動拠点としてグループでの職探しから勤労による食材確保等の体験活動を行うとともに、活動の振り返りにより「自己や仲間の良さ」、「人への感謝」、「勤労の大切さ」等への気付きを深める内容になっているところです。

また、具体のプログラムの企画段階から市町職員や地域の人材の参画を進めることで、体験活動の指導者としての地域の人材育成、事業モデルの普及を図っています。

これまで、長門市・周防大島町・山口市で実施しており、今後も実施地域を順次広げていき、モデルプランを提案するとともに指導者の育成を図り、将来的には各市町での自主的な取組へとつなげていきたいと考えています。

自然体験活動、OBSのプログラムには時間的、場所的な制約、山に入ったり長期間の時間がかかったりといった制約があります。

本県では、「AFPY」という体験学習法を確立し、学校や地域の身近な場所で体験効果が得られるような活動を展開していくこととしています。

「AFPY」では、さまざまな狙いをもつアクティビティや活動後の振り返りにより、個人の成長や、自己肯定感の向上、集団の成長等を促すものとなっております。

この普及に向けて、手引き等の配布やアドバイザーの養成及び学校や地域でのプログラム実施等を行っているところでございます。

「サマースクール」をはじめとする自然体験活動や「AFPY」の推進に当たっては、これらの活動の核となる指導者の育成が重要となってきます。

OBSに関する指導者の育成に当たっては、9泊10日の指導者研修会、1泊2日の基本研修会を今年度実施しておりますが、近年の教職員の多忙化等による研修参加者の確保が課題となっています。

また、「AFPY」に関する指導者の育成については、毎年、実践の集いを開催し、研修を行っています。

これまで説明した、体験活動の効果や国の施策の方向性、現在の取組状況等を踏まえ、今後の自然体験活動の推進にあたって、3点の課題を認識しています。

一つ目は「自然体験活動の機会の充実」についてです。

子ども達に身近な場所で各種プログラムが展開されるよう、地域のさまざまな主体による取組を今後促進していく必要があると考えます。

<p>教 育 長</p>	<p>二つ目は「指導者の育成」です。</p> <p>体験活動が活発に展開されるためには、核となる指導者の養成や資質向上が不可欠であり、民間団体等を含め、指導者の充実を図っていく必要があると考えています。</p> <p>また、「サマースクール」等、県の事業展開に当たっては、教職員の多忙化や、これまで育成してきた指導者の高年齢化等により、活動に積極的な人材が減少しつつあり、いかに若い新たな担い手を確保していくかが課題となっています。</p> <p>三つ目は「体験活動への積極的な参加を促すための普及啓発」でございます。</p> <p>自然体験活動は高い効果を持つものと考えておりますが、子ども本人や保護者に対し、地域の活動情報などが浸透していない、情報提供が十分にできていないため、普及啓発に向けて発信の手法を検討する必要がありますと考えています。</p> <p>以上を踏まえ、本日は、自然体験活動の充実に向けた諸課題への対応について、委員の皆様の御意見をお願いしたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、社会教育・文化財課から、取組状況について説明がありました。御意見、御質問をいただきたいと思っております。</p> <p>説明でもありましたけれども、自然体験活動については、本県では長期プログラム、「心の冒険・サマースクール」を実施しているところですが、長期の自然体験プログラムの効果は非常に高いものがあると考えられていますが、実施に当たっては定員であるとか、実施回数であるとか限られてきます。その中で、本県の教育目標の実現に向けて、いかに活動の裾野を広げていくか、県の持つノウハウを活かした効果の高いプログラムを作っていくかということが大きな課題となっております。</p> <p>ぜひ、委員の皆さんの今までの御経験を踏まえて、御意見をいただけたらと考えています。どういった切り口からでも結構なので、よろしく申し上げます。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>私も小学校5年生の娘がいるので、すごくよい取組だなと思いましたが、私も今回初めて知ったように、こういう取組があるということを知らない保護者が多いと思います。夏休みの前はいろいろなチラシが配られますが、効果が見えないので、例えば、参加者の感想があったり、具体的な体験談があったりすれば、もっと参加しやすいかなと思います。</p> <p>あと8泊9日というのは長いと思いました。定員がいっぱいになるというのは参加される方が多いということだと思いますが、もう少し短くて、何回かに分けてもよいのかなと思いました。なかなか夏休みでも、子ども達も結構忙しいので、参加しづらいという事もあると思います。</p> <p>あと、「サマースクール」の「ジョブプログラム」はすごくよいと思いました。地域の方を巻き込んでということで、子ども達も地域に入っていく機会が増えると思います。</p> <p>あと、指導者の育成なんですけど、指導者の年齢を少し下げて、高校生や大学生にも案内するのはどうでしょうか。子ども達は大人からい</p>

佐野委員	<p>ろいろ教えてもらうのもよいことですが、身近なお兄さんお姉さんから聞く話はすごく耳に入るので、憧れにもつながると思います。教える側の高校生、大学生にとっては、指導するという経験はすごく大事で、指導者の中に高校生、大学生を対象に入れてみてはどうかと考えました。</p> <p>体験学習はよいことだと思っています。学校の授業で教えられる内容というのは、実際の体験から得られた内容を言葉で追体験しているようなものだから、言葉だけの授業よりも実際に体験することの方が、感じることは多いと思います。</p> <p>ただ、時間としては、8泊9日という期間ではありますが、子ども達の生活の時間の中ではわずかな時間だから、子ども達も初めての体験の中で、効果的に何かを学ぼうとしようと思うと、ある程度、何を学ばせるかということを整理して伝えていかないと、何をしたのか分からなくなるということにも繋がるのかなと思います。よいプログラムがあるようなので、その中でよいものをチョイスして実施してもらえばよいのではないかと思います。</p> <p>それと、多くの参加者が楽しいと感じると思うので、人によっては想定した以上のものを見つけたり、学べたりするという点があるのではないかと思います。そういう楽しい、わくわくするような感覚の中で何かを学ぶというのをセットすると、楽しい記憶と知識が結びついて、よい記憶として定着しやすいのではないかと感じております。</p> <p>また、集団でそういう楽しい経験をするということになると、まず、気がついて何かをした子どもというのは、経験を参加者全体で共有できれば、自己肯定感が高まるでしょうし、他の子ども達も高揚感というのを共有することで、楽しみが持続していけば非常によいと思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>確かに体験学習をただやるだけではなくて、何のためにやるのかということ認識させて、効果が挙がるようにするというのは、なかなか難しいんですけども、取り組んでまいりたいと思います。</p>
佐野委員	<p>できれば、体験学習を一步進めて深く学ぶ、探求といわれますけれども、そういったことに結び付けることが出来たら、少し難しいことでも学び取ってくれるのではないかと思いますという期待感があります。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
宮部委員	<p>「心の冒険・サマースクール」は年に1回の実施ですよね。これが2回になれば、2倍の方が参加できることになります。予算や人の問題があると思いますが、今はどういった問題で1回なんのでしょうか。</p>
社会教育・文化財課長	<p>予算の問題もちろんありますが、一番大きいのは人の問題です。運営する側は20～30人の生徒をお預かりする中で、それをサポートする職員、ボランティアはかなりの数が必要となってきます。そうするとそこまでの人員の確保が難しいというところがあります。</p>

宮 部 委 員	<p>せっかく結果が出ているということでしたので、指導者を育てるという意味でも、こういったものに予算をしっかりとつけていただきたいと感じます。</p> <p>それと、各地域で行うということで、それぞれの地域の教育委員会、もしくはレクリエーション協会などに、県の取組で得たノウハウを共有すれば、県内全域に広がって厚いものになるのではないかと思います。</p>
中 田 委 員	<p>学力と体験活動の相関関係を見ると、体験活動をした人がはるかによい点数となっています。</p> <p>今のところは、子ども達、もしくは保護者へ案内し、希望者を募るということで、要するに恵まれた子ども達が参加している状況だと思います。</p> <p>子どもが行きたいと言っても、保護者が反対すれば子どもは参加できない訳だし、もともと恵まれた子ども達が更に良くなるという仕組みなのではないかと思います。</p> <p>これだけよい結果が出ているということであれば、修学旅行などの全体の仕組みに組み込めれば、全員に参加の機会が与えられるのではないかと思います。</p> <p>予算の問題もあるし、指導者不足などの人的問題、宿泊施設などの場所の問題もいろいろあるのは理解できますが、少しずつ拡大する方向に進めていってもらえればよいのではないかと思います。</p>
義務教育課長	<p>学校活動の中で、全てのお子さんが対象ということで宿泊学習の活動日数がグラフに出ています。該当のお子さんがある学年においては1泊2日、2泊3日などいろいろありますが、何らかの宿泊活動等を行っております。その多くは県内4箇所青少年自然の家又は、国立山口徳地青少年自然の家などの施設を活用して、そのような体験をしているところでございます。その中に徐々に、「AFPY」の活動など、ノウハウ等は取り入れられていて、県内の多くの子ども達が経験できるようになりつつあるところでございます。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他ありますでしょうか。</p>
佐 野 委 員	<p>社会教育・文化財課の所管ということで方向性は違うかもしれませんが、数年前は災害対応の体験学習をされていたような気がしますが、そういう身近な問題を体験学習のテーマにするというののもいいのではないかと思います。</p>
学校安全・体育課長	<p>防災教育の中では、和木町において、学校を主体としながら、地域の方にも入っていただいて「防災キャンプ」という取組を行っております。</p> <p>例えば、駅からどういう経路を通れば安全に避難できるか、和木町の地形を考えると津浪の心配もありますので、地震が起こった場合、安全な経路を考えて避難できるかという体験をします。避難場所では避難生活を体験します。震災があった場合には、避難生活の中でどんなことをお互いに譲り合い、相手の気持ちを思いやりながら共同生活をすればいいのか、衣食住を含めて段ボールを使った境界のパーティー</p>

<p>佐野委員</p>	<p>シヨン作りなどの取組も行っています。 東日本大震災がきっかけではありますが、防災教育という形で、地域の方達にも御協力いただきながら、子ども達がそういう体験をし、そのことが学校運営側にとっても、よい経験になり、こういう配慮があるんだとか、こういうことはもっと地域に協力をお願いしないといけないなということなど、子ども達にとっても、運営する側にとってもよい教訓として行えているのではないかと思います。</p> <p>身近なところで、知識とそういう体験が結びつくような気づきを子ども達がもう少し手軽にもてるとよいですね。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>今、委員がおっしゃったことは、現在、地域協育ネット、あるいはコミュニティ・スクールの活動の中で、各学校、地域で進められています。こういった取組の中で地域の交流会、子供会、学校と連携しながら避難訓練を試みたり、あるいは自然体験活動などを行ったりと、そういった取組をされているところもありますので、御報告していきたいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にいかがでしょうか。 このような取組は、アンケート調査等で結果が出て効果がすぐに分かるというものではなく、そういう体験が何年も先に繋がって長いスパンでの評価ということも当然あると思うので、なかなか計測しにくい面もあると思います。ただし、こういう体験が役に立つということは自分の体験から良く分かっていることでもありますので、何とか取り組んでいきたいなと思っていますところでは。 それでは、以上で本日の意見交換を終わります。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回は12月21日（木）、午後2時から予定しております。 よろしくお願いいたします。</p>